

男女共同参画社会とは？ 誰もが性別にかかわらず、互いに尊重しつつ責任を分かち合い、対等な立場であらゆる分野へ参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

概要版

みなさんは、
どう思いますか？

パートナーとの 関係では

- 結婚したら、相手の氏（姓）を名乗っても良いと思う。
- 交際相手からの束縛は愛情だから、やりたいことや友達づきあいを制限されるのは仕方ないと思う。

家庭では

- 外で働いている人は、残業や休日出勤が多いと、家事や育児に参加できなくても仕方がないと思う。
- 洗濯や料理などの家事は、女性の方が向いていると思う。

日常では

- 「男なんだから」「女なんだから」というようなことを言ったり、言われたりしたことがある。

地域では

- 町会や自治会では、実際に参加するのは女性が多くて、リーダーは男性になった方がよいと思う。
- 会合で、お茶や食べ物を出したり、片づけをしたりするのは女性の役目だと思う。

学校では

- 保護者参観やPTA活動は女性に任せておけばよいと思う。
- 部活動のマネージャーは、女子の方が向いていると思う。

職場では

- 女性は家庭のことを優先しながら仕事につく方がよいと思う。
- 男性が育児休業を取ることは良いことだと思う。
- 社長や政治家など、リーダーは男性になったほうがよいと思う。

「ジェンダー」って
なんだろう？

「男性は強くたくましく」「女性はやさしくおしとやかに」や「男性は仕事、女性は料理・洗濯・子育てが中心」というようなことを聞いたことはありませんか。

性別だけで自分のやりたいことや好きなことを選べなかったとしたら…。

このように、社会的・文化的につくられた性別のことを「ジェンダー」と言います。ご自分の気持ちや他の人の多様な考え方、生き方について「その人らしさ」を尊重できているかどうか、みんなで一緒に考えましょう。

富士見市 男女共同参画プラン (第4次)

～一人ひとりの人権が尊重され、
誰もが個性と能力を発揮できる富士見市へ～

富士見市男女共同参画プラン（第4次）概要版

発行／富士見市 協働推進部 人権・市民相談課
令和3（2021）年4月
〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1
Tel049-251-2711（代表）

富士見市
令和3（2021）年



基本目標

I 男女共同参画社会を進める意識づくり

性別にかかわらず、すべての人が尊重され、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、固定的な性別役割分担意識の解消に取り組みます。



II 男女の人権を尊重したまちづくり

一人ひとりが互いの人権及び多様性を尊重し合い、その人らしく生きていくことができるよう、家庭・学校・職場・地域等におけるあらゆるハラスメント防止に取り組みます。

また、生涯にわたり心身ともに健康で暮らすため、男女ともに生命の尊厳や性に関する知識を身につけ、自覚と責任をもって行動できるよう、「生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利」の理念を推進します。

III 配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくり

配偶者やパートナーなどの親しい間柄であっても、暴力は重大な人権侵害です。身体的暴力だけでなく、精神的・経済的な暴力等もDV(ドメスティック・バイオレンス)であることを周知し、相談窓口の充実を図ります。



IV あらゆる分野に男女共同参画できる環境づくり

政治・職場・地域社会などのあらゆる分野において、男女がともに責任を担いつつ、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

また、すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のため、職業生活と家庭生活(家事・育児・介護・趣味・地域活動等)を両立できるよう、支援の充実を図ります。

V 地域における男女共同参画のまちづくり

幅広い世代や多様な地域住民が、それぞれの立場やライフスタイルに応じて、地域の活動に参画できる機会や環境づくりを進めます。

また、災害時には、女性や高齢者、子ども等、多様なニーズに配慮した避難所の運営や支援が必要ため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

主要課題

男女共同参画のための意識改革



一人ひとりの人権が尊重された地域社会
生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
多様な性・多様な生き方を認める意識の醸成

暴力根絶のための意識啓発



政策・方針決定過程への女性の参画拡大
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進



市民との協働による男女共同参画の推進



施策の方向

- (1) 男女共同参画のための意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- (1) ハラスメントを許さない意識づくり
- (2) ハラスメントに関する相談ができる体制づくり
- (1) 男女が互いの性を理解、尊重するための意識啓発
- (2) 生涯にわたる健康づくりの支援

- (1) 多様な性への理解促進
- (2) 多様な性に関する相談ができる体制づくり

- (1) 配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発
- (2) 支援体制の充実
- ※基本目標IIIは、DV防止法に基づく市町村計画として位置づけます。

- (1) 審議会等への女性の参画拡大
- (2) 女性の参画促進に向けた人材の育成

- (1) 男女がともに働きやすい環境づくり
- (2) 仕事と子育て・介護の両立支援

※基本目標IVは、女性活躍推進法に基づく市町村計画として位置づけます。

- (1) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災体制の充実

